

## 取調べの全過程の可視化（録画・録音）を求める決議

密室での取調べにおいて作成された被疑者の自白調書による刑事裁判は、これまで多くの冤罪事件を生んできた。

本年に入ってからも、鹿児島地方裁判所により、公職選挙法違反に問われた被告人12名全員につき無罪が言渡されたいわゆる志布志事件や、佐賀県での3女性連続殺人の罪に問われた被告人に1、2審を通じて無罪が言渡されたいわゆる北方事件、そして富山県下の強姦事件で有罪判決を受けて服役していた無実の者について再審により無罪判決が言い渡されたいわゆる氷見事件などが立て続けに発生し、捜査機関による不当な取調べと虚偽自白の問題性がマスコミに大きく取り上げられ、国民の多くがこの点に問題意識を持つようになった。

これほどまでに密室での取調べの問題性が国民に周知されたことはかつてなかったといってよい。

日本弁護士連合会においても、かねてから違法、不法な取調べと、虚偽の自白による冤罪を防ぐためには、何よりも取調べの全過程を可視化することが必要であると主張してきた。2009年5月までに実施予定の裁判員裁判の実施のためにも、取調べの全過程の可視化は不可欠である。

最高検察庁は、2006年5月、取調べの録画・録音の試験的実施を行うと発表し、一部で試行している。そして近時の報道によると姫路支部等の裁判員裁判の行われる地方検察庁支部においても来年から録画・録音機器が設置されることである。しかしながら、最高検察庁の方針は、検察官による取調べについてのみ録画・録音を行うもので、対象事件、録画・録音する範囲も検察官の裁量にゆだねられるものであり、日本弁護士連合会が主張してきた取調べの全過程の可視化には程遠いものである。

よって、当会は、警察、検察庁における被疑者取調べの全過程の可視化を求める。

具体的には

- 1 国に対し、裁判員制度の実施を目前に控え、速やかに、検察庁だけでなく警察における取調べも含め被疑者調べの全過程を録画・録音し、これを欠くときは、証拠能力を否定する法律を整備すること
- 2 検事総長、警察庁長官に対し、上記1の法制化がなされるまでの間、各捜査機関の捜査実務において、被疑者または弁護人が求めたときは、即時に被疑者調べ全過程の録画・録音を実施すること

を求める。

以上決議する。

2007年（平成19年）10月12日

兵庫県弁護士会  
会長 道上 明